月刊 化学物質管理サンプル記事
HPはこちら https://johokiko.co.jp/chemmaga/

本PDFは著者物のため、掲載内容を無断で複写（コピー）・転載・販売することを禁じます。

2025 年度 第 1 回　労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制のポイント

月刊 化学物質管理　編集部

月刊 化学物質管理では 2025 年度も無料オンラインセミナーを開催いたします。今年度は、国内の化学物質規制を所管する厚生労働省、環境省、経済産業省のご担当者さまをお招きし、各省が担う化学物質政策についてご講演いただきます。

第 1 回として、2025 年 8 月 19 日に、厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 化学物質評価室の植松氏に「労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制のポイント」として、ご講演いただきました。令和 4 年に改正された安全衛生法の改正内容をご紹介いただきました。さらに、令和 7 年度の通常国会で成立した安全衛生法の改正事項についてもご教示くださいました。

本号では、セミナーレポートとして読者の皆さまにとって有用と思われるポイントを当日寄せられた質問への回答と合わせてご紹介いたします。

※ 掲載します資料は 2025 年 8 月の講演時の情報となっております。

セミナー開催日：2025 年 8 月 19 日（火）　13:00 ～ 15:00
講演：厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課 化学物質評価室長補佐
　　植松　宗久　氏

1.　規制見直しの経緯と全体像

1.1　職場における化学物質管理の課題

・ 規制されていない物質による労働災害の発生が約 8 割。

個々に物質を規制しても、規制物質の代替物によって労働災害が発生することがあり、規制のいたちごっことなっていた。

また、作業環境測定の結果、第三管理区分となった事業場の割合が増加。事業場にはコストや人材不足を理由にリスクアセスメントが十分にできない中小企業も多い。

・ これまでの、個々の物質を規制する方法では、労働災害防止の対策として不十分であり、管理の仕方を変えた規制方法の検討と整備が必要であった。

1　職場における化学物質管理の課題

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の**約８割**

<化学物質による労働災害発生状況（令和３年）>

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
引火性の物	38
可燃性のガス	16
その他の危険物、有害物	249
合計	472

出典：労働者死傷病報告

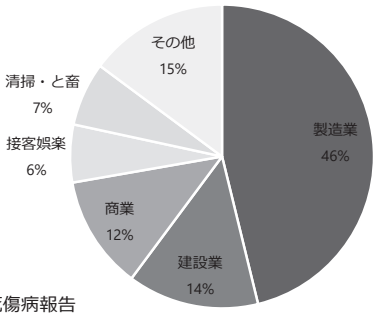

出典：労働者死傷病報告

	件数（平成30年）	障害内容別の件数(重複あり) 中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のＳＤＳ交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
ＳＤＳ交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

出典：労働者死傷病報告

化学物質の性状に関連の強い労働災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が**年間約500件発生**

製造業のみならず、**建設業、第三次産業**における労働災害も多い

有害作業の種類	作業環境測定の結果 第三管理区分の割合 H8年	H13年	H18年	H26年	R元年
粉じん作業	5.7%	5.6%	7.4%	7.7%	6.6%
有機溶剤業務	3.8%	3.3%	4.3%	5.0%	3.7%
特定化学物質の製造・取扱い業務	1.2%	1.2%	2.9%	5.7%	4.2%

○　作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする**第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向**。

1.2　労働安全衛生法における化学物質規制

・ 令和 6 年 4 月以降の安衛法による化学物質規制の概要は、以下のスライドの通り。

「特定の化学物質に対する一律の規制」から、「事業所による自律管理による規制」に移行された。これは、事業所が主体的に対策をしなければならず、作業とともに負担を増やすものになったかもしれないが、「労働災害をなくす」という安衛法の目的のために、ぜひ対応をお願いしたい。

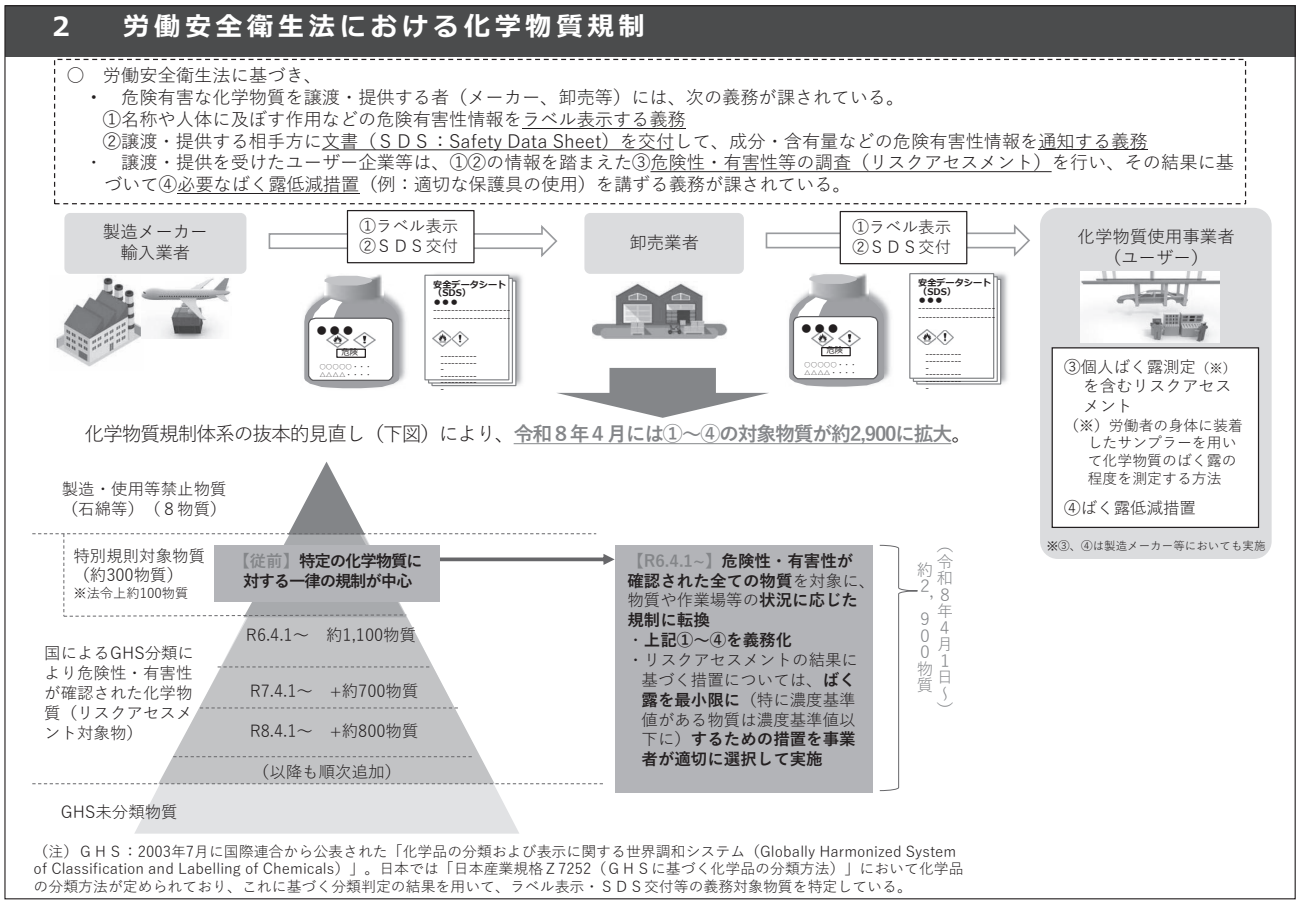

2.　労働安全衛生法の新たな化学物質規制の概要

2.1　これまでの施行スケジュール

・ 令和４年に改正された安衛法における各事項のこれまでの施行スケジュールは以下の通りである。

・ 安衛法における化学物質規制について、まずは、現時点で、どのような規制内容になっているかを確認し、その後、余裕があれば、なぜこのように規制されているのかといった背景を考えると、安衛法について、さらに理解を深めることができるのではないか。また、今後の改正や検討事項は、審議会や専門家委員会で話し合っており、検討内容を厚労省のホームページで公表しているので、この公開内容を参照すると、事業所においてスムーズな対応の一助になるだろう。

特集 1

GHS・SDSのJISが変わる

～JIS Z7252・JIS Z7253の改定ポイントと事業者における対応準備～（前編）

化学品管理子

はじめに

こんにちは。化学品管理子です。普段はX（旧Twitter）で活動をしております。月刊化学物質管理では「化学品管理の基礎の基礎」を連載していますが、今月はそれをお休みして、大きな動きとなるGHSとSDSのJIS（日本産業規格）、JIS Z7252とJIS Z7253の改訂についてお話ししたいと思います。

図表1に、GHSとSDSのJISと国連GHS、労働安全衛生法、化学物質排出把握管理促進法の関係を示します。

JISは、産業標準化法第17条で「前回制定又は改正から5年を経過するまでに改訂の見直しをすること」が定められています。現行のJIS Z7252とZ7253は2019年に公示されました。今回の改訂は規格の見直し時期としても概ね妥当なタイミングと言えるでしょう。2019年版の前は少し間が空いていて、諸外国の規格と参照しているGHS文書の版が異なることから一部対応に混乱が見られました。これらのJISに限っては、もととなる国連GHSが2年に一度という驚異的なハイペースで改訂されていること、また労働安全衛生法を中心に国内の法規制も急速に改正が進められていることから、JISも改訂のたびに内容が見直されています。

今回は前編と後編に分けてJIS改訂の内容と事業者における対応準備についてご紹介します。JISは2025年12月頃の公示予定です。現在は意見募集の期間は終了しており本文の閲覧はできませんが、前編では意見募集時の案をもとに改訂の概略と対応準備についてお話しします。後編は、正式公示後に各変更点の詳細を「どのように確認したらよいか」という観点から紹介したいと思います。

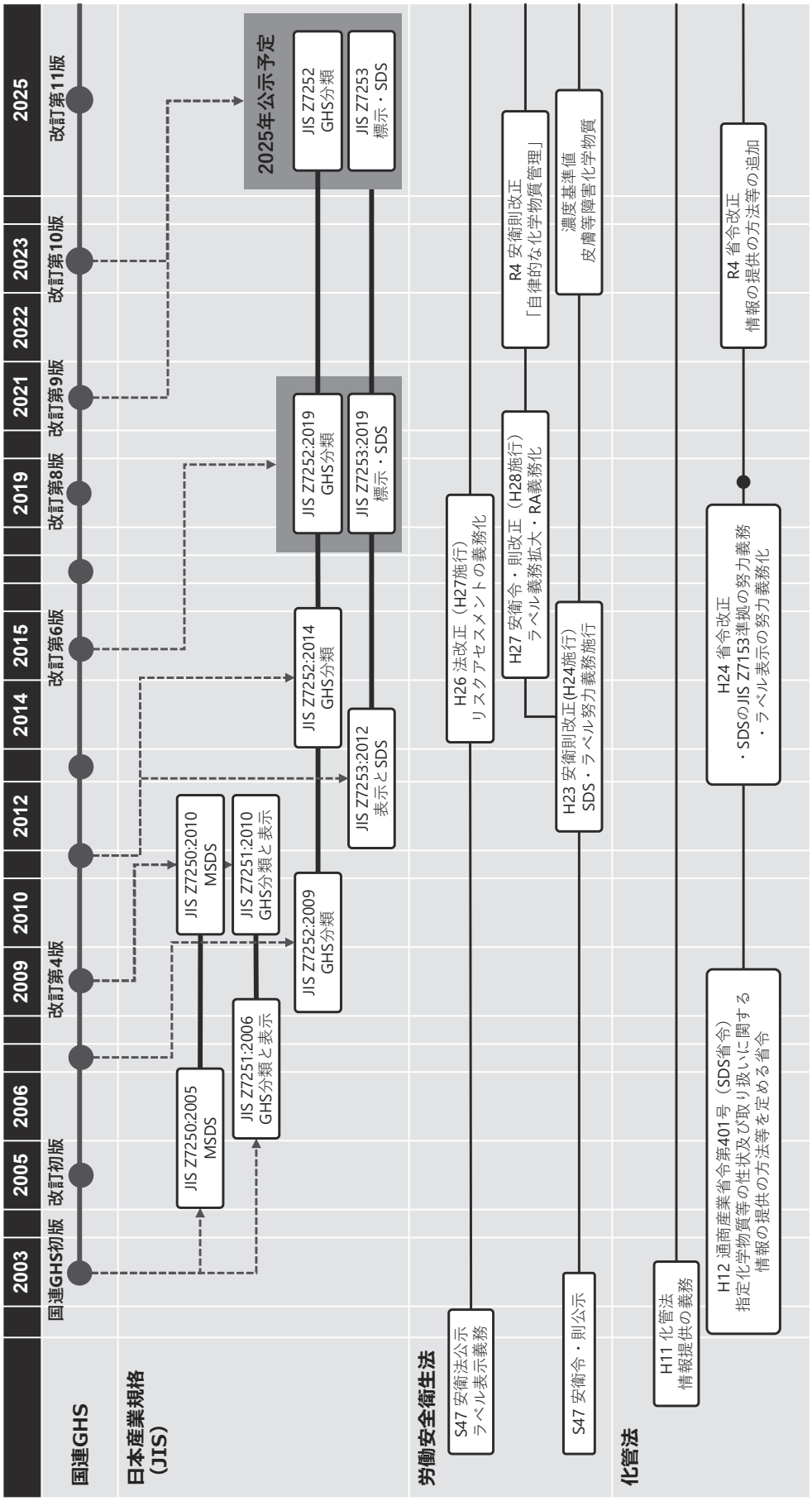

図表 1　JIS Z7252・Z7253 の改訂と国連GHS・安衛法・化管法との関係

特集 2

中国の化学物質規制の最近の動向と企業の対応

馬橋　実（うまはし　みのる）

はじめに

1992 年の国連環境開発会議（UNCED: United Nations Conference on Environment and Development）で採択されたアジェンダ 21（持続可能な発展のための人類の行動計画）の 19 章（a）化学物質のリスクの国際的評価の拡充と促進、（b）化学物質の分類と表示の調和、（c）有害化学物質及び化学物質のリスクに関する情報交換、（d）リスク削減計画の策定、（e）国レベルでの対処能力の強化、（f）有害及び危険な製品の不法な国際取引の禁止の 6 項目の課題が世界的レベルでの化学物質管理の出発点となった。

1.　中国の化学物質管理規定の概要

中国はアジェンダ 21 を受け、1994 年に「化学品初回輸入及び有毒化学品輸出入環境管理規定」を制定するなど、国際的な流れをいち早く捉えた諸制度を積極的に展開し、対象品目毎に 200 ドル、1,000 ドル、1,500 ドル、2,000 ドル、有毒化学品は 1 万ドルの登録料徴収を開始した。1995 年には「現有化学物質名録」への既存化学物質収載を進め、その後 10 回の増補を経て 2013 年に総数 45,612 物質を収載する 2013 年版「中国現有化学物質名録」を公開した。同名録策定をベースに 2003 年「新化学物質環境管理弁法（17 号令）」が制定され、2010 年「新化学物質環境管理弁法（7 号令）」に改正、2020 年「新化学物質環境管理登記弁法（12 号令）」に再改正された。

危険化学品に関しては、2002 年「危険化学品安全管理条例（第 334 号）」が制定され、2011 年「危険化学品安全管理条例（第 591 号）」に改正された。GHS 制度に関わる法規制については、2011 年に制定された「危険化学品安全管理条例（第 591 号）」が法的なバックボーンとなった。同条例で化学品安全技術説明書（SDS）の提供や化学品安全ラベルの貼付、国家標準への適合を義務化し、GHS 実施の根拠法となった。同法施行後、中国の各港湾、内陸河川の航行が厳しく管理され、2012 年上半期で約 150 万トンの貨物が滞ったと言われている。GHS は本来モノの流れをスムースにするためのものであるが、実際の運用・対応面では阻害要因も発生する恐れがあることに注意しなければならない。又、中国では各省、市の条例、規定、弁法、通達が中央の規定に上乗せされて施行されることもあり、国家標準 GB や業界標準 HG, HJ, SJ 等を基に強制的な運用が実施されることも特筆すべき点である（図表 1）。

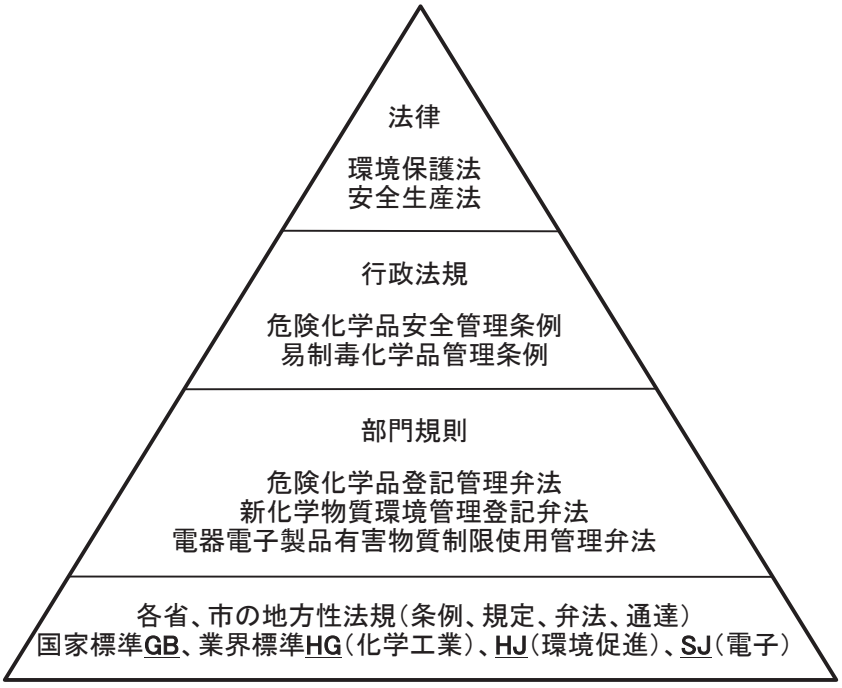

図表 1　中国の法体系

2.　新規化学物質の登録と管理

新化学物質環境管理登記弁法（12 号令）の第 3 条に「本弁法で称する新規化学物質とは、《中国現有化学物質名録》に収載されていない物質を指す」と定義されている。

新化学物質環境管理弁法（7 号令）第 5 条の「新化学物質の生産者又は輸入者は、生産又は輸入を行う前に予め申告を行い、新化学物質環境管理登記証を取得しなければならない。登記証を取得していない新化学物質は、生産、輸入及び加工・使用が禁止される。登記証を取得していない、又は備案（届出）申告が行われていない新化学物質については、科学研究に用いてはならない」と規定された。同規定は、12 号令第 4 条「国家は、新規化学物質に対して、環境管理登記制度を実行する。新規化学物質環境管理登記は、常規登記、簡易登記及び届出に分けられる。新規化学物質の製造者又は輸入者は、生産前又は輸入前に新規化学物質常規登記証又は簡易登記証を取得するか、又は新規化学物質届出を処理しなければならない」と改めて規定された（図表 2）。

特集 3

よくわかるタイ化学物質規制
～そのコンセプトと運用実態、最新動向～

グリーンアンドブループラネットソリューションズ
マネジングダイレクター　梅山　研一（うめやま　けんいち）

はじめに

タイでは、1913 年以来、化学物質管理に関する法整備が進められてきた。現在では、様々な分野において 20 を超える化学物質関連法が制定されている。主な法律として、以下のものがあげられる。

- 有害物質法（Hazardous Substance Act 1992）
- 工場法（Factory Act 1992）
- 石油法（Petroleum Act 1971）
- 燃料油管理法（Fuel Oil Control Act 1999）
- 燃料油取引法（Fuel Oil Trading Act 2000）
- 原子力の平和的利用に関する法律（Nuclear Energy for Peace Act 2016）
- 化粧品法（Cosmetic Act 2015）
- 食品法（Food Act 1979）
- 薬事法（Drugs Act 1967）
- 肥料法（Fertilizer Act 1975）
- タイ工業団地公社法（Industrial Estate Authority of Thailand Act 1979）
- 工業製品規格法（Industrial Products Standards Act 1968）
- 国家環境保全推進法（Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act 1992）
- タイ国水域航行法（Navigation in Thai Waters Act 1913）
- 公衆衛生法（Public Health Act 1992）
- 陸上輸送法（Land Transportation Act 1979）
- 消費者保護法（Consumer Protection Act 1979）
- 労働安全衛生環境法（Occupational Safety, Health and Environment Act 2011）
- 関税法（Customs Act 2017）
- 銃器、弾薬、爆発物、花火及びその他関連兵器に関する法律（Guns, Ammunitions, Explosives, Fireworks and Weapons Compatible with Guns Act 1947）
- 武器管理法（Arms Control Act 1987）
- 薬物法典の施行に係る法律（Act Promulgating a Narcotic Code 2021）

タイにおける有害化学物質管理は、工業省や天然資源環境省、内務省、労働省、運輸省、公衆衛生省、農業協同組合省など、様々な省庁が協力して実施され

ている。化学物質管理に関連する主な法律として前述のものがあるが、なかでも、有害物質管理に特化した**有害物質法**は、日系企業への影響が大きい重要な法律としてあげられる。本法は、従来の仏暦 2510 年(1967 年)毒物法に代わるものとして 1992 年に制定された法律であり、有害物質を適切に管理するための基準と手段を定めている。また、行政制度においては、有害物質の監視と管理にかかわる役所間の協力を求めている。本法は工業省や農業協同組合省、公衆衛生省などが共同で所管するが、その中心となるのは工業省である。また、**工場法**や**労働安全衛生環境法**もその下位法令において化学物質関連法令を制定している。以下、工業用化学物質を規制する主要な法律のコンセプトと運用の実態および最近の動向について解説する。

1.　有害物質法

1.1　どんな法律？── 概要紹介

有害物質法は、タイにおける有害化学物質管理の法的基盤を構築する重要な化学物質関連法として、日系企業の関心も大きい。本法を理解する上で、まず第一に重要なことは、本法が、「製造」、「輸入」、「輸出」、「所有」の 4 つのスコープを規制するということである。すなわち、その他の活動、例えば「使用」、「輸送」、「販売」、「廃棄」といったスコープは、そのコンセプトの観点から原則として規制対象外である。ただし、これらの活動には当然ながら「所有」を伴うことがあるので、その観点から規制され得るし、また最近では当局も従来の法律の法が定めるスコープを拡大するような姿勢も見せている。しかしながら、重ね重ね、あくまで法律の主眼は「製造」、「輸入」、「輸出」、「所有」の 4 つのスコープを規制することであり、これは法律第 18 条から読み取ることができる。

> 法律第 18 条:有害物質を以下のように分類する。
> (1) 第 1 種有害物質:規定された原則、方法に従い製造、輸入、輸出、所有されなければならない有害物質。
> (2) 第 2 種有害物質:係官に届け出た上で、規定された原則、方法に従い製造、輸入、輸出、所有されなければならない有害物質。
> (3) 第 3 種有害物質:許可を得た上で製造、輸入、輸出、所有されなければならない有害物質。
> (4) 第 4 種有害物質:人、動物、植物、財、環境への危険を防止、軽減するために製造、輸入、輸出、所有を禁止する有害物質。

なお　本法において、有害物質は、以下のように定義されている(第 4 条)。

(1) 爆発物
(2) 可燃物
(3) 酸化物、過酸化物
(4) 毒性物質
(5) 健康有害物質
(6) 放射性物質
(7) 遺伝子変異をもたらす物質
(8) 腐食性物質
(9) 刺激性物質
(10) 人、動物、植物、財産、環境に被害をもたらす可能性のある化学物質もしくはその他の物質

実際の規制対象物質は、別途、下位法令である有害物質リストを定める工業省告示にて規定される。

1.2　規制対象物質は？ ── 有害物質リストについて

本リストは、有害物質法の規制対象となる化学物質が列挙されているリストである。有害物質法は、工業大臣に対して有害物質の名称を官報で公示する権限を与えており(第 18 条)、この規定に基づき、1995 年、最初の有害物質リストが公布され、後 2003 年に全面

Focus

マスバランスモデル及びブックアンドクレームモデルの国際標準化動向
ISO/TC 308 における議論と今後の展開

（一財）日本規格協会　高度エキスパート
岡本　裕（おかもと　ゆたか）

マスバランスとは、再生材やバイオマスなどの特定の特性をもった原料と、その特性をもたない通常の原料とを一定の基準にしたがって混合又は加工するChain of Custodyモデルです（本文参照）。マスバランスを使用すると、一定の条件下において、特定の特性を製造された製品の一部に帰属することができます。このようなことを利用して、マスバランスは、例えばプラスチック製品におけるリサイクルプラスチックやバイオ原料の活用推進策として使用されており、その適用範囲は拡大傾向にあります。

一方で、ブックアンドクレームは特定の特性をもった製品とは別に、特定の条件下でその特性をクレジットとして取引する方法を指します。このブックアンドクレームでは、クレジットの取引において、当該製品とは別に取引が行われます。ブックアンドクレームはこれまでは、工業製品や食品・香粧品の原料として用いられているパーム油のほか、近年ではEAC（Energy又はEnvironmental Attribute Credit又はCertificate）として、エネルギー・燃料分野（例えば、SAF（持続的航空燃料）やGHG排出ガスの取引などにも活用され、マスバランスと同様にその適用分野は拡大するものと予測されています。

マスバランス及びブックアンドクレジットはこれまではその方法や概念が必ずしも一致していないため、市場の混乱の原因ともなっていました。

これらを解決するために、ISO/TC 308（加工流通過程の管理）では、これら2つのモデルに2つの国際規格ISO 13662（マスバランスモデル）とISO 13659（ブックアンドクレームモデル）の策定が進められており、現在最終投票のために、最終国際規格原案（FDIS: Final Draft International Standards）の段階にあります。今月号では、ISO/TC 308 国内審議委員会の事務局である日本規格協会 岡本氏から、マスバランスモデルを中心に最近の国際規格化動向について解説していただきます。

はじめに

現在国際標準化機構（以下、ISO）に設置された技術委員会（以下、TC）のTC 308（加工流通過程の管理：Chain of Custody）でマスバランスモデル及びブックアンドクレームモデルの国際規格が、規格それぞれISO 13662（加工流通過程 — ブックアンドクレーム — 要求事項及び手引き）として開発が進められている。これらの規格は、2025年末から2026年初頭に発行が予定されている。本稿では、これらの国際規格の開発経緯及び今後の国際規格開発動向と、その影響に関して紹介する。

月刊

化学物質管理

Vol.10
2025.8～2026.7

月　刊：毎月1回発行
　　年12冊(年間購読)
体　裁：A4 モノクロ
頁　数：70-100頁
　　(号により変動)
価　格：冊子版のみ 55,000円
　　(税込（消費税10%))
　　（年間購読：12冊）
ＩＳＳＮ：2424-1180

★「冊子版のみ」の他に
「電子版のみ」、「冊子＋電子版」の形態も
ご準備しております。

★月1回のメールマガジン配信中!
化学物質管理に関する情報をお届けします!

★ホームページではコラム等も更新中♪
ぜひご覧ください。

詳細はホームページをご確認ください。
https://johokiko.co.jp/chemmaga/

Concept

海外を中心に、必要な化学物質規制や関連情報を、
「タイムリーに」「分かりやすく」「つっこんだ内容」で提供する

主な読者ターゲット

企業の含有化学物質／環境規制担当者、
RC担当者、安全衛生責任者、開発研究者、
その他実務担当者

刊行の狙い

「国内、世界の化学物質規制が年々強化されている」
「海外を中心に、多数の関連規制をタイムリーに把握／対応するのに苦慮している」
「後手に回っている化学物質管理を自社の強みに変えたい」
⇒多々寄せられるこのような声に応えるべく、形式にとらわれず、タイムリーで必要性の高い情報を提供できる「雑誌」という媒体での情報提供を企画。月刊誌。

充実のラインナップ

本誌の構成

・インタビュー ～キーマンに聞く
・特集記事 ～国内外の規制動向
・各社の化学物質管理
・コラム
・ニュースレター
・質問箱　など

特集テーマ

・REACH,RoHS,CLP規則
　最新動向
・米国TSCA・HCS・州法
・中国の環境・化学物質規制
・東南アジアの化学物質規制
・化審法、安衛法、毒劇法等
　国内法規制
・各国のGHS対応
・危険物輸送勧告
・世界の新規化学物質届出
・情報伝達ツール
　など喫緊の課題の動向・対応策

キーマンへのインタビュー

経産省や環境省など
関連官庁をはじめ
工業会、大手企業など
業界のキーマンに聞く！

法令改正や法令対応、
化学物質管理に関する
取り組みなどを掲載

発行　株式会社 情報機構